

丹波市診療所開設等補助金についての補足説明

令和8年5月18日

- ・事業に着手する日の3ヶ月前までに、丹波市診療所開設等補助金交付申請書を提出してください。市が交付決定したのちに、事業に着手してください。
- ・1診療所につき、1回のみ補助となります。毎年度の申請はできませんので、事業計画をご検討の上、ご申請ください。
- ・承継の場合などで、既に前身の診療所がこの補助を受けられていて、10年間が経過していないときは、ご申請いただけません。
- ・賃借に対する補助は、新たに診療所を開設されることを想定してのもので、既に市内で開業されている診療所については、対象となりません。
- ・機器の購入については、医療機器が対象です。事務機器（電子カルテシステムも事務機器の扱いとなります）については、対象となりません。
- ・機器の購入については、医療機器としての承認や認証を受けているかどうか等の要素により、補助対象の可否を判断させていただきます。
- ・改修工事については、修繕の要素が強いものは補助対象とはなりません。（エアコンの取り替え、自動ドアの付け替え等）
ただし、例えば待合室を広げるために行う改修などであれば、対象となりえますのでご相談ください。

お問い合わせ先

丹波市健康部 健康課 地域医療係 Tel (0795) 88-5754 Fax (0795) 86-7326
〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生 2059-5 丹波市健康センターミルネ
e-mail : kenkou@city.tamba.lg.jp